

兵庫県高齢者生活協同組合 総合事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 兵庫県高齢者生活協同組合（以下「高齢者生協」という）が開設する指定通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所を利用する要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 1 事業所は、要介護者が要介護状態になった場合においても可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供できるように配慮する。

2 事業所は、要介護者の意思及び人格を尊重し、常に要介護者の立場にたって公平かつ中立に指定通所介護サービスを提供する。

3 事業所は、姫路市ほか周辺市町、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所、他の居宅サービス提供事業者、介護保険施設との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 デイサービスふじみ苑
- 二 所在地 姫路市飾磨区富士見ヶ丘町14番地11

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の表のとおりとする。

職 種	員数	職 務 内 容
管理者 (常勤兼務)	1人	職員の管理、利用申し込みに係る調整・職員に運営基準を遵守させるための指揮命令・通所介護計画の達成状況とサービスの実施状況の把握
生活相談員（常勤専従1、非常勤専従1）	2人	利用申請の受付、相談援助、訪問調査、サービス計画の作成と実施

看護職員兼機能訓練職員（非常勤兼務３）	３人	健康状態確認、主治医、協力医との連絡調整、緊急時対応、衛生材料管理。機能訓練指導
介護職員（常勤兼務１非常勤専従２）（非常勤兼務１）	４人	介護業務、余暇活動等指導、一般事務、送迎
調理員	２人	調理

（営業日及び営業時間）

第５条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、１２月２９日から１月３日までを除く。
- 二 営業時間 午前８時１５分から午後５時１５分までとする。
- 三 サービス提供時間 午前８時５０分から午後４時２０分

（指定通所介護の利用定員）

第６条 事業所の１日の利用定員数は、１０名 とする。

（指定通所介護の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額）

第７条 指定通所介護の提供方法、内容は次のとおりとし指定通所介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護報酬の告示上の額とする。

- 一 指定通所介護の内容と提供方法、
事業所の設備及び設備外（屋外等）にて、送迎、健康チェック、
日常身体介護、食事、入浴、日常動作訓練、レクリエーションを職員
が提供する。
- 二 利用料その他の費用
利用料 厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通
所介護が法定代理受領サービスであるときは、その１割
の額
その他の費用 食材料費 ５５０円
次条の通常の事業の実施地域を越えて行う送迎の
費用 片道 １kmにつき１５円
- 三 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に
対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に
署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、姫路市全域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 指定通所介護の提供を受ける利用者は、サービス利用に当たって次の事項に留意する。

- 一 利用に当たっての必要な情報を伝達する。
- 二 事業所が、あらかじめ利用者またはその家族等に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制その他サービスの選択に必要な重要事項を記した文章を交付して説明を行い、同意したことを遵守する。
- 三 その他の留意事項は、別に定めるとおりとする。

(緊急時における対応方法)

第10条 事業所及び職員等は、事業の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族、主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、事業を行うにあたり、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事業継続計画)

第13条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した

場合でも、利用者が継続して指定介護サービス等の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第14条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成する。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、職員の介護技術等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また業務の執行体制についても検証及び整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年4回
- 2 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 本事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。
- 5 事業所は、居宅介護支援事業所から個別サービス計画（通所介護計画）の提出について依頼がある場合はこれに協力するものとする。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、高齢者生協と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第16条 事業所は「運営推進会議」を概ね6月に1回以上、開催しなければならない。

運営推進会議における報告等の記録を5年間保持しなければならない。

附則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附則（改正）

この規程は、平成16年3月1日から施行する。

附則（改正）

この規程は、平成１６年７月７日から施行する。

附則〔改正〕

この規程は、平成１７年１１月から施行する。

附則（改正）

この規程は平成１８年４月１日から施行する。

附則（改正）

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

附則（改正）

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附則（改正）

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附則（改正）

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附則（改正）

この規程は、令和元年４月１日から施行する。

附則（改正）

この規程は、令和５年８月１５日から施行する。